

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

幸, 徹
北九州工業高等専門学校

<https://doi.org/10.15017/24494>

出版情報：九州大学東洋史論集. 1, pp.1-18, 1973-07-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

幸

徹

緒言

- 一、官売法下末塩鈔の定義
 - 二、官売法下末塩鈔の発行行使制度
 - 三、官売法下末塩鈔の意義
- (1) 官売法下末塩鈔の塩法上の意義
 - (2) 官売法下末塩鈔の財政的意義

緒言

宋代の史料に於いては、「末塩鈔」の語は頻出するが、「官売法下末塩鈔」なる語は全く見受けられない。けれども、塩鈔（塩引）の一形態として官売法下に行使された末塩鈔は確に存在していたのであり、宋代の塩法制度の中でも特に重要

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

な東南地方塩法の研究に際しては、官売塩法体制下にて行使された末塩鈔即ち「官売法下末塩鈔」の研究は不可欠である。この官売法下末塩鈔を摘出し考察することなしには、官売塩法やその体制下での塩鈔行使の実態が不明確であり、更には東南官売塩法の推移と「蔡京」の通商塩法及び「通商法下末塩鈔」の出現などの一連の塩法制度の展開・変革過程が理解出来ないのみならず、ひいては東南地方塩法と重大な関連を有する茶法・便銭法・沿辺桑法などの諸財政制度の考察にも支障が生じ、宋代財政史展開過程の研究が曖昧なものとなる。

北宋時代の東南地方官売塩法期の末塩鈔の一見不可解な行使状態について、かねてより疑問を抱いていた筆者は、その実体を考究した結果、これに「官売法下末塩鈔」の呼称を与えることが適当であることを見出し、これが東南官売塩法の推移展開・変革を促進させた最重要因子であることを既に簡単ながら紹介した⁽¹⁾。この官売法下末塩鈔の出現・成長に関する諸問題についてはいくつかの詳考論文を必要とするが、とりあえず官売法下末塩鈔の制度の概観について発表し⁽²⁾。既出論考の中で殊に龐大な塩法制度の研究⁽³⁾を発表されている戴裔焯氏の官売法下末塩鈔の部分に関する重大な誤解については指摘しているので、本稿では先ず官売法下末塩鈔の定義と発行行使制度とを述べ、次にその意義についての詳考を試みたいと思う。

一、官売法下末塩鈔の定義

「官売法下末塩鈔」とは、官売塩法体制下に於いて行使された塩鈔の意である。この塩鈔の行使された東南地方に於いて販売される塩が海水から製造される「末塩」であるため、この塩鈔を時人は「末塩鈔」と呼称しているが、この末塩鈔は官売塩法体制に適合させるべく独特な発行行使制度を帯びていたから、普通に良く知られている「通商法下末塩鈔」と識別するためにも、「官売法下末塩鈔」と呼称するのが適当であろうと考える。言うまでもなく、宋代の塩鈔とは塩代価納入済証明書・塩支払約束手形・塩特許販売許可書などの諸機

能を併有するもので、この官売法下末塩鈔の場合でも、商人は都開封府の京師權貨務に塩代価を納入して塩鈔の発給を受け、その塩鈔を東南地方にまで携帯し来り州県塩倉官吏に提示して初めて塩の支払を受け、更にその塩鈔を販売許可書として携帯しつつ塩倉近隣地方に塩の販売を行っていた。時人はこの様な諸機能を併有する塩鈔を慣用的に「塩取引」或いは「塩引」とも呼称していたから、この塩鈔を「官売法下末塩引」と呼称しても良いのであるが、時人が塩鈔或いは末塩鈔と呼称することの方が多かつたようであるから、やはり官売法下末塩鈔と呼称する方が適當であろう。ともあれ、官売法下末塩鈔とは官売塩法体制下に於いて行使された塩鈔或いは塩引の謂である。

官売法下末塩鈔は、北宋時代の所謂東南地方に於いてのみ行使されたもので、その行使はこの東南地方に官売塩法が施行されていた期間に、國家の直接塩販売と併行して行われたものであつた。

このような末塩鈔を殊更に官売法下末塩鈔と呼称し、通商塩法下に普遍的に行使されていた塩鈔即ち通商法下末塩鈔と厳密に識別した最も重要な理由は、官売法下末塩鈔と通商法下末塩鈔との間にはその制度に重要な相違があり、その相違を區別しなければ、東南地方塩法の展開・変革過程が理解出来ないからである。

二、官売法下末塩鈔の発行・行使制度

官売法下末塩鈔の発行・行使制度と通商法下末塩鈔の発行・行使制度との間には重要な相違がある。その本質的相違は、通商法下末塩鈔は通商塩法体制に適合した塩鈔制度であつたのに対し、官売法下末塩鈔は厳しい國家統制である官売塩法体制の枠内に適合するように規制した塩鈔制度であつたことに特徴があるといえるであろう。総じていえば、通商法下末塩鈔の発行・行使制度の枠は緩くて自由が利き、官売法下末塩鈔の発行・行使制度の枠ははるかに制約が厳しい。この兩種末塩鈔の性格の差は、大きくはその発行制度の相違と行使制度の相違とに区分される。

先づ発行制度の相違点について見ると、兩者共その発行に関しては「商人入錢京師權貨務受末塩鈔」の基本的形式の手続

を経ることには変りはない。この手續を商人に経させることによつて、塩販売によつて生ずる財政利益の大部分は中央財政収入となるはずのものとなる。この際、通商法下末塩鈔の発行制度の場合は、その巨額の発行額（崇寧年間以降数年間は大略年間一千萬貫）を満たす為に、「入錢京師權貨務」の運用を拡大して、現錢のみならず金銀・絹帛・穀物などの「物資入納」をも認め、更には京師入納のみならず大軍の屯集する辺境重要拠点での現錢・物資入納所謂「沿辺入納」をも京師現錢入納と同等に扱うことをも認める。そして更に有時の際には、沿辺入納を勧誘助長する為め入納物資の価格優遇・代価支払優遇措置をも採る。この様な通商法下末塩鈔の発行制度では、末塩鈔発行の枠は極めて緩やかで、多種・多地方の商品が直ちに末塩鈔と交換することが出来る。しかし又一方では、価格優遇や代価支払優遇の為め、発行した末塩鈔の総額は大きくても實際の現錢・物資入納額は比較的少なく、殊に京師權貨務に於ける現錢入納額はいよいよ少ないという結果になることが多し。これに対し、官売法下末塩鈔の発行制度の場合は、北宋一代を通じ年間発行額は通商法下末塩鈔に比べて比較的少なかったとはいへ、（元豊年間以前にては年間四百萬貫程度）その発行の基本的政策としては、京師權貨務の現錢入納のみを認める現錢法を主体とし、物資入納法や沿辺入納・郵法やそれ等に伴う価格優遇・支払優遇措置は有時の際の短期間しか認めなかつた為め、官売法下末塩鈔発行額は殆どそのまま京師權貨務現錢収入額となつた。要するに両者の発行制度を比べると、末塩鈔の発行方法に関する制度的幅が広いか狭いかが大きな相違点であると言へる。

次に末塩鈔の行使制度の相違点について見ると、通商法下末塩鈔の行使は「商人入錢京師權貨務受末塩鈔」―「商人携行末塩鈔于東南沿海塩場受塩」―「商人運塩内陸州縣販塩」の経過を辿る。これに対し官売法下末塩鈔の行使は「商人入錢京師權貨務受末塩鈔」―「商人携行末塩鈔于東南内陸州縣塩倉受塩」―「商人販賣塩塩倉周辺地」の経過を辿る。この末塩鈔行使過程の相違が通商法下末塩鈔と官売法下末塩鈔との各々の行使制度の基本的な相違点となる。両者の異なる所は、「運塩」を商人が行うか或いは否かであつて、通商法下末塩鈔の行使にあつては、商人は沿海塩場にて塩の支払を受けるので、塩の主たる消費地である内陸地方まで大きな費用を要する本格的塩運送を経営しなければならぬ。これに対し、官売法下末塩鈔の行使にあつては、商人は塩の販売を志す内陸州縣塩倉にて塩の支払を受けるので、本格的な塩運送には全く関与

しないということである。字句面から見れば、「運塩」の僅か二字の有無の相違であるが、この僅かの差が実は通商塩法と官売塩法との二つの塩法体制の本質的相違を反映し、更には通商塩法下と官売塩法下との末塩鈔行使制度の本質的相違を決定づける要因となっているのである。この運塩の重要性を更に具体的に述べれば、塩の生産・流通過程で最も経費と資本力とが必要なのは、広大な大陸の長大な水路を利用せざるを得ぬ中国にあつては、流通過程の運塩にあることは言うまでもない。この塩法運営上最も基本的な塩運送を國家が分担するか或いは商人が分担するか、その差は塩法体制上極めて重大である。官売塩法とはこの塩運送を國家が管理した体制の謂であり、通商塩法とはこれを商人が支配した体制の謂であることは北宋時代の史料に見える語法によつても明瞭である(4)。この塩運送を商人資本が支配した通商期に於いては、大規模な塩市場と運送設備とを一手に握つて、巨大な經濟的實力を保有するに至つた塩客商が出現し、その實力を背景にする発言力と圧力とその動向とによつて國家財政に重大な影響を与えたことは、北宋末期以降明清時代に至るまでの歴史的事実である。だからこそ北宋朝は、この塩運送權を管理する官売法を東南地方にては永く維持継続させ、更にはその官売法に適合した末塩鈔を發行し商人に行使させた。これが官売法下末塩鈔なのであり、この官売法下末塩鈔行使による塩販売法と基本的な國家の直接塩販売法とを併用した塩法体制の呼称が北宋時代の歴史的な「東南官売塩法」なのである。塩運送權を商人に任せるか國家が管理するか、その差が塩法体制に及ぼす影響は誠に大きく本質的なものである。官売塩法下にあつては運塩を國家が管理し、内陸諸州或いは一部の県鎮の塩倉に至るまで塩を運送し貯備しているため、商人の官売法下末塩鈔の行使は、その塩倉官吏に末塩鈔を提示して塩の支払を受けその周辺地に販塩するだけに止まるから、大規模な塩の運送・取引を業とする塩客商は本質的には存在し得ず、「舖戸」と称される定住販塩の坐買が専ら活動することとなる。通商塩法下の塩客商の盛大な活動とこの官売塩法下の塩坐買の細々たる活動との商業資本活動の規模の差は、誠に甚しいものがあると言わねばならぬ。これ等の官売法下末塩鈔行使に於ける商人活動の通商法下末塩鈔行使とは異なる顯著な相違は、総て末塩鈔行使制度の中の特に運塩に関する相違から生じたものである。

この様に官売法下末塩鈔の發行・行使制度を見て来ると、官売法下末塩鈔はその發行額の制約・代納錢物の制限・代納地

の制限・塩運送権の徹底的制限等々の面から見て、極めて厳しい官売塩法の制約の枠内にあつたことが知られる。

三、官売法下末塩鈔の意義

官売法下末塩鈔の発行・行使の意義は、これを大きく経済史・財政史上の立場から見れば、勿論一般的な塩鈔の発行・行使の意義の枠内に入つてしまふべきものであるが、何と言つても、官売法下末塩鈔はより一般的な通商法下塩鈔の制度を官売塩法下に独特な制度に規制した塩鈔である以上、それには又独特な意義があつた。その意義は大きくは財政政策的な塩法上の意義と財政上の意義とに分けられる。

(1) 官売法下末塩鈔の塩法上の意義

官売法下末塩鈔の発行行使の意義を塩法上の観点から見れば、官売法下末塩鈔の発行行使には極めて重要な二つの意義があつた。その一は、官売塩法施行の初期に繰返えされた秘書丞直史館「孫覺」とか參知政事「王隨」とかの通商塩法復活への根強い意見を、官売法下末塩鈔の行使という商人活動を包摂する稍通商塩法的な制度によつて同化吸収し得たことであり、その二は、官売法下末塩鈔の行使によつて、塩販売に際して商人資本の活動をも利用し、国家の直接塩販売のみでは販売を維持し難い塩市場を商人の開拓に任せる体制を整え得たことである。こうして、その柔軟性ある経済的地盤の上に柔軟性ある官売法下末塩鈔の行使が展開し、年間二百数十萬貫から四百萬貫にも達する巨額な官売法下末塩鈔発行による現金が京師権貨務に納入されるようになる⁵⁾、東南官売塩法は、一つには通商塩法的政策の吸収という政策的柔軟性によつて、又一つには巨額な中央現錢収入という財政的有利性によつて、強固にして且つ弾力性に富んだ二度と揺がし難い龐大な塩法体制となり、無慮百数十年も後の崇寧元年十一月の蔡京通商塩法施行に至るまで、堅持され続けることとなるのである。東南官売塩法が、その強力な戸口把握を基盤とする国家の直接塩販売法である客戸塩錢法・計口売塩法・蚕塩法・産塩法などの年

代推移に伴う量的・質的衰退の大勢にも拘らず、百数十年間も維持され得た裏には、この官売法下末塩鈔の行使という弾力性に富んだ塩販売法が展開し続けていたことを抜きにしては到底考えられない。しかし言葉を替えて言えば、官売塩法はその戸口把握販塩法の弱体化と商業的販塩法の進捗とによって年々形骸化して行き、それによって生ずる空間を年々拡大する官売法下末塩鈔行使の販塩によつて埋めて行つたに過ぎないということでもある。これが後には官売塩法の形骸を破棄し、官売法下末塩鈔の制度を更に自由な通商法下末塩鈔の制度に切替えた蔡京通商法出現の遠因ではあつたのであるが、この様に見て来ると、官売法下末塩鈔は、官売塩法の前期の間に於いては国家の直接塩販売法の不備の部分を補う役割を充分に果たしていたが、その後期になつて来るとその補足の役割を逸脱して官売塩法体制を侵蝕する元兇となつたともいえる。官売法下末塩鈔の塩法上の役割は、その後期になると全く変質し果てていたことを示すものである。

(2) 官売法下末塩鈔の財政的意義

官売法下末塩鈔の発行行使の意義を財政上の観点から見れば、これも又極めて重要な二つの意義があつた。その一は、年間四百萬貫以上の巨額にも達した官売法下末塩鈔の発行に伴う京師權貨務現錢収入である「末塩鈔錢」或いは「末塩錢」の大きな財政的意義であり、その二は、発行された官売法下末塩鈔の京師—東南地方間約束手形としての経済的・財政的意義である⁽¹⁰⁾。

まづ官売法下末塩鈔の発行に伴う京師權貨務の現錢収入から見ると、官売法下末塩鈔発行の代価として毎年京師權貨務に納入される現錢は、その収入名目上「東南末塩鈔錢」と呼称されるべきであるが、省略して「東南末塩錢」或いは「末塩鈔錢」と呼称され、更には単に「末塩錢」とも呼称されていた。統資治通鑑長編卷二百七十三熙寧九年二月辛卯の条に

市易司言⁽⁶⁾。昨被旨、本司以末塩鈔錢貸河北耕人、至秋成日、償以米粟、積為軍儲

とあるのは、この官売法下末塩鈔の発行に伴う代価現錢を「末塩鈔錢」と呼称している例であり、蘇黃門龍川略志卷八陝西糧草般運告竭可撥内藏繼之の条に

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

商賈入東南末塩錢、旧法属權貨務、以応副河北見錢鈔。

とあるの「東南末塩錢」や、歴代名臣奏議卷二百七十理財の項に

(毛注) 又言、朝廷自昔謹三路之備、糧儲豐溢、其術非他、惟鈔法流通、上下交信、東南末塩錢、為河北之備、東北塩、為河東之備、解池塩、為陝西之備。

とあるの「東南末塩錢」等は、官売法下末塩鈔発行の代価現錢を東南末塩錢と呼称している例である。又宋会要輯稿食貨三〇天聖九年四月五日の条に

三司請、在京權貨務入末塩錢、歲以百八十萬三千緡、建州市茶、歲以五十萬斤、真州般般茶倉、歲以二百五十緡、為定額。

とあるの「末塩錢」や、長編卷三百四十一元豐六年十一月甲子の条に

詔、給末塩錢二十萬緡、付陝西轉運司、市芻糧封樁。

とあるの「末塩錢」等は、官売法下末塩鈔発行の代価現錢を末塩錢と呼称している例である。一方、東南地方の國家の直接塩販売による現錢収入も、当然東南現地では末塩錢と呼称される筈のものであるから、先の官売法下末塩鈔発行の代価現錢の謂である末塩錢は、異なる現錢をも指すことが起きる。会要食貨二三の詳細な「國朝会要」の塩額統計に続く「自熙寧九年課額並鈔価塩稅錢歲額」の記事中に

末塩、六百七十九萬五千四百四十貫二百六十文、收到錢、除有応副淮浙買塩支用錢外、並係赴軍資庫送納。鈔錢、祖額二百四十萬四千三十四貫五百文、其鈔額錢、準勅封樁準備支還河北糧草價錢。

とあつて、官売法下末塩鈔発行の代価現錢のことを「鈔錢」と呼称し、國家の直接塩販売錢のことを「末塩(錢)」と呼称しているのは、末塩錢の呼称が京師と東南地方とはその内容を異にして使用されていることを示すものである。けれども前者は中央収入であり後者は現地収入であつて、その現錢収入を取扱う官司も片や京師權貨務であり片や東南地方各路提舉塩事司或いは各路轉運司である關係上、例え末塩錢の異なる用法があつても、當時に於いても現在の史料取扱に於いても混

同することは無いわけである。それはともかく、理屈の上ではこの記事に見られるように、官売法下末塩鈔発行の代価現錢のことを末塩鈔錢と呼称し、國家の直接塩販売錢のことを末塩錢と呼称するのがその内容上妥当な呼称であろうが、それは史料上の用語と合致せず若干の混乱を感じるので、筆者は前者を末塩鈔錢と呼称し、後者を官売末塩錢と呼称することにする。

官売法下末塩鈔発行の代価現錢である末塩鈔錢は、京師權貨務に納入されてからはそこで暫く封樁即ちプール・集積貯備された後、主として河北沿辺の軍需物資納入に対する支払に充てられる建前であつた。この末塩鈔錢の用途の重要さが官売法下末塩鈔発行の重要な意義の一つなのである。会要の前掲記事中に「其鈔額錢、準勅封樁準備支還河北糧草餉錢」とあるのは、この末塩鈔錢の年間収入課額の全額が京師權貨務に封樁され、やがては河北沿辺軍糧の代価として支払われていたことを示す基本的な史料である。末塩鈔錢の年間収入課額が二百萬貫から四百萬貫程度の額を前後していたことは別考する所であるから⁽⁷⁾、ここでは末塩鈔錢の支出に関する史料から、その河北沿辺軍糧納入に対する支払やその支払方法や更にはその他の財政支途への支出等を考察する。まず会要食貨三九熙寧三年八月十三日の條に

樞三司使吳充言、三路屯聚土馬、費用不貲、河北沿辺、歲於權貨務給糴錢二三百萬、以供便乘、非汎応付、不在其數。とあるのは、熙寧初年には年間二三百萬緡の現錢が京師權貨務より河北沿辺の便乘の支払に供給されていたことを示す史料の一例である。この年間二三百萬緡にも及ぶ現錢の収入名目が何であつたか、此の史料では単に權貨務より給すとあるだけであるから不明であるが、熙寧末年頃に翰林学士權三司使であつた「沈括」の記述によると、その現錢が末塩鈔錢であつた事や、更には当時の末塩鈔錢の收支に関する事実までが明確になつて来る。即ちまず沈括の夢溪筆談卷十一官政一の項に、

塩之品至多、……(中略)……、唯陝西路類塩有定課、歲為錢二百三十萬緡、自余益虛不常、大約歲入二千余萬

緡、唯末塩、歲自抄三百萬、供河北便乘、其他皆給本処經費而已。

とあつて、先の河北沿辺便乘の年間費用二三百萬貫は、年取二千余萬貫にも達した塩法収入の額の中の「末塩」に関する収入の中から「抄(鈔)三百萬貫」によつて供給されていたことが知られる。この末塩に関する収入とは何であつたのか、官

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

売末塩鈔であつたのか末塩鈔銭であつたのか或いはその他の銭であつたのかは、次の長編卷二百八十熙寧十年二月戊申の条に見える沈括の記述によつて明白となる。即ち

沈括自誌曰、……(中略)……、度支歲乘河北辺粟三百萬緡、悉為東南塩鈔、而權貨務日入鈔之利、萬緡以為常、是時纔得千余緡。

とあつて、「歲乘河北辺粟三百萬緡」とある財政費目と「悉為東南塩鈔」とある支払手段と「而權貨務日入鈔之利、萬緡以為常」とある収入名目との対比記述によつて、先の年間三百萬緡の末塩に關する収入とは、官売末塩鈔等ではなくして、間違ひなく末塩鈔銭であつたことが知られる。この沈括の記述によると、河北沿辺便乘の代価の支払手段は「悉為東南塩鈔」とあるから、一見この句の「為」の語を「ナス・ツクル」と読めば、河北沿辺便乘の代価としては、京師權貨務封樁の末塩鈔の現錢そのものを支払うのではなくして、直ちに東南官売法下末塩鈔そのものを支給する所謂「折中法」の觀がある。しかし、続く収入名目を示す「而權貨務日入鈔之利、萬緡以為常」の句に於いて、河北沿辺軍糧年間三百萬緡の費用を支払う為には、權貨務の毎日の官売法下末塩鈔發行額従つて毎日の末塩鈔銭の納入額は一萬緡程度に達しなければならぬと述べているのを参照すれば、「悉為東南塩鈔」の句の「鈔」の語は「錢」の誤りであると解するか、或いは「為」の語は「タメ」と読んで、河北沿辺軍糧三百萬緡の費用は悉く東南官売法下末塩鈔發行の代価現錢たる末塩鈔銭の利益の御蔭であると解するのが正しいことが知られる。この様な沈括の記述等の史料から、要するに京師權貨務に封樁された末塩鈔銭は、河北沿辺軍糧調達の支払に充てられるものであつたことが判明したと思う。これは、先に掲げた會要食貨二三の「自熙寧九年課額云々」の記事中に

鈔錢、祖額、二百四十萬四千三十四貫五百文、其鈔額錢、準勅封樁準備支還河北糧草餽錢。

とあつて、末塩鈔銭は悉く「河北糧草餽錢の支払の為に封樁し準備し支還する」と述べられている原則の通りである。ただこの史料だけでは、末塩鈔銭が果たして何処に納入され封樁されているのかがわからなかつただけのことである(8)。ところで、先の長編の沈括の記述によると、熙寧末年に於ける末塩鈔銭の收支の異常な不均衡の事態までが明きらかにされてい

興味を惹かれるが、この問題は次項の官売法下末塩鈔の約束手形としての意義の考察に於いて扱おうと思う⁽¹⁰⁾。

京師権貨務に封樁された末塩鈔銭は、やがては河北沿辺軍糧調達の支払に充てられるものであることが判明したが、この京師権貨務に封樁された現銭が、果たして如何なる方法で遙か彼方の河北沿辺での支払に充てられ得るのか、その支払方法を明確にする必要がある。そこで、まず先掲の蘇黃門龍川略志卷八陝西糧草般運告竭可撥內藏繼之の條に

商買入東南末塩鈔、旧法属権貨務、以応副河北見銭鈔。

とあるのによれば、京師権貨務の末塩鈔銭は、決して河北沿辺まで多くの経費をかけて現銭運送するのではなくて、京師権貨務にて封樁準備したまま、河北沿辺にて発行され京師権貨務の現銭で支払うことを約束した「河北見銭鈔」の提示を待つものであつたことが知られる。この河北見銭鈔とは何か、それはひとまずさておき、この様な河北沿辺に於ける約束手形の発行と京師権貨務に於ける末塩鈔銭での支払の事実は、他の史料によつても認められる。即ち先掲の歴代名臣奏議卷二百七十理財の項に

(毛注) 又言、朝廷自昔謹三路之備、糧儲豊溢、其術非他、惟鈔法流通、上下交信、東南末塩鈔、為河北之備、東北塩為河東之備、解池塩、為陝西之備、其錢並積於京師、隨所積多寡、給鈔於三路、如河北糧草鈔、至京並支見銭、号飛銭法。

とあつて、「東南末塩鈔」即ち京師権貨務封樁の末塩鈔銭が、河北沿辺にて発行された「河北糧草鈔」の提示に対して支払われていた事実や、更には先掲の夢溪筆談卷十一官政一の項に

唯末塩、歲自抄三百萬、供河北辺衆、其他皆給本処經費而已。

とあつて、末塩鈔銭が「抄(鈔)」によつて河北辺衆に供給されていた事実がそれである。この「抄三百萬」とは、内容的には官売法下末塩鈔をも指し得るのであるが、厳密には河北糧草鈔を指すことは疑い得ない。これ等の三史料を参照すると、京師権貨務封樁の末塩鈔銭は、「河北見銭鈔」や「河北糧草鈔」などと呼称される約束手形を介して、河北沿辺の軍糧調達費を主とする支払に充てられていたことが明きらかとなる。この河北糧草鈔とは、「河北便衆糧草交鈔」の略称であつて、

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

「河北人中糧草交鈔」や「河北見錢交鈔」と並んでその専考は既に為されているから(9)、ここではかかる約束手形の支払代価となっていた京師權貨務現錢の実体を究明しただけである。要するに、京師權貨務に納入される末塩鈔は、「權貨務日入鈔之利、萬緡以為常」の収入状況で、權貨務はこの収入状況の末塩鈔を「準勅封樁準備支還河北糧草備錢」とあるように封樁し、次いで「如河北糧草鈔、至京並支見錢」とあるように交鈔の提示を受けて支払う。かくして、遙か北辺の河北沿辺軍糧調達費に、京師權貨務の末塩鈔が支払われ得ることとなるわけである。年間三百萬貫程度もの巨額な現錢収入によって、辺境警備の大軍を配置した河北地方沿辺の大量な軍糧調達の費用を充足させ得たのは、何と言つても大きな意義を果たしたと言わねばならない。これは末塩鈔の重要な財政的效果であり、延いては官売法下末塩鈔発行の財政的意義の重要な一項目である。

京師權貨務に封樁された末塩鈔を支払手段とする辺境軍糧の調達方法は、この末塩鈔の收支に余裕のあつた時期主として熙寧・元豊新法の振興期には、河北沿辺のみならず河東沿辺や陝西沿辺等の北辺全体の軍糧調達にも拡大されている。

長編卷三百四十一元豊六年十一月甲子の条に

詔、給末塩鈔二十萬緡、付陝西転運司、市芻糧封樁。

とあるのは、陝西地方の軍糧調達費に末塩鈔が支出されている例であり、同じく長編卷二百九十二元豊元年九月庚寅の条に、

詔三司、統支末塩鈔二十萬緡、付河東転運司、市糧草。

とあるのや、同じく長編卷三百元豊二年九月丁丑の条に

賜末塩鈔二十萬緡、付河東転運司、市軍儲。

とあるの等は、河東地方の軍糧調達費にも末塩鈔が支出されている例である。ここで注意すべきは、これ等の陝西・河東地方に於ける軍糧調達費に末塩鈔が支払われる際にも、決して京師權貨務から現地にまで多額の経費のかかる現錢運送を行つて、軍糧納入の商人に現錢を支払うのではなく、河北沿辺軍糧調達の際に河北便柔糧草交鈔等を使用して京師權貨務末

塩鈔銭を支払に充てたのと同様に、京師榷貨務末塩鈔銭を支払手段とする約束手形「鈔」を使用していたことである。長編卷三百十三元豊四年六月辛巳の条に

詔、賜末塩鈔三十萬貫、付河東転運司、依例給鈔、兌換桑買糧草。

とあるのを見れば、陝西・河東地方の軍糧調達費に充てられた末塩鈔銭とは現銭そのものではなくて、一先ず約束手形である鈔を兌換支給していたことが知られる。この現銭で支払われる鈔は、長編卷三百四十五元豊七年五月丙寅の条に

詔、給末塩鈔三十萬緡、為河東路転運司桑本。

とあるのや、会要食貨三九元豊七年十月一日の条に

詔、支末塩鈔二十萬緡、付河東転運司、市粮草。

とあるのに見られるように、榷貨務封樁末塩鈔に因んで「末塩鈔」と呼称されることが多かつた。この末塩鈔は本来なら末塩鈔銭と呼称すべきものであるが、鈔の重複を避ける為に末塩鈔銭を末塩鈔と略して末塩鈔銭と呼称したものである。この末塩鈔銭は更に具体的には、長編卷三百三十五元豊六年五月乙未の条に

河東路転運司言、昨自軍興以来、費用浩瀚、又新収復葭蘆具堡寨、增置官属及屯兵馬、支費倍多、令用鈔広謀入桑、但本司闕銭支用、乞依常平例、接統支降見銭京鈔三十五萬貫、依例加饒、庶可召商人入便計置糧草、詔、宜依年例、給末

塩鈔京鈔三十萬緡。

とあるのに見られるように、その支払手段や支払地に因んで「末塩鈔京鈔」とも呼称されていたことが知られる。この史料に見える「見銭京鈔」とは、京師に於ける現銭を以て支払われる約束手形の謂であつて、当時京師に於ける支払可能現銭の殆ど大部分は榷貨務の末塩鈔銭であつたようであるから、見銭京鈔は実質的には殆ど末塩鈔京鈔と同義であつたということとなる。この様に、京師榷貨務に封樁される末塩鈔銭を支払手段とし、末塩鈔銭或いは末塩鈔京鈔と呼称される約束手形を使用して沿辺地方にて軍糧を調達する方法は、更に具体的には次に掲げるような史料を検討すれば一層明確となる。即ち、会要食貨三九元豊元年九月十一日の条に

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

三司言、河東都転運司乞、続支京鈔見錢三十萬緡、計置軍儲、今欲依采買封樁糧草例、於末塩錢内支錢一十萬緡、換作本路交引、收附輿転運司、計置極辺糧草、却以末塩錢撥歸省司、從之。

とあるの「於末塩錢内支錢一十萬緡、換作本路交引、收附輿転運司」とある記事や、長編卷三百四十八元豊七年八月辛未の条に

河東路経略使呂惠卿言、河外縁辺、秋稼登稔、可市糧草、……（中略）……、乞先給錢三十萬緡、在京樁管、許以償本司采買鈔、撥本司旧封樁芻糧為年計、以所采買封樁、歲終以聞、從之、仍支末塩錢三十萬緡。

とあるの「先給錢三十萬緡、在京樁管、許以償本司采買鈔」とある記事や、会要食貨四〇紹聖元年九月十三日の条に

三省言、河東路今秋豊稔、縁辺州軍、五年之蓄、当以時計置、詔、令戸部支末塩錢五十萬貫、依例對撥印給京鈔、付河東転運司縁辺豊熟州軍采買。

とあるの「支末塩錢五十萬貫、依例對撥印給京鈔、付河東転運司」とある記事などである。これ等の記事によれば、末塩鈔錢を支払手段として、末塩鈔錢或いは末塩錢京鈔などと呼称される約束手形を使用して沿辺地方にて軍糧を調達する方法は、陝西・河東地方にては河北地方の便采糧草交鈔程には規模も制度的ではないが、それと全く同様なものであったことが知られよう。そして更に注意すべきは、これ等の記事中に見える「償本司采買鈔」の句で、この句によると、末塩鈔錢や末塩錢京鈔の呼称はあくまでもその支払手段や支払地に因んだ俗称であつて、この約束手形の正式名称はその發行面に重点を置いた河東便采糧草交鈔であつたのではないかと思われることである。掲げた史料は河東地方のものが主であつたが、以上の様な末塩鈔錢の陝西・河東地方に於ける軍糧調達費としての支払方法を確認すると、次の史料に見られるような「末塩鈔」の語は、問題なく末塩錢又は末塩鈔錢或いは末塩錢鈔の誤記か、或いはそれ等の慣用化した省略略であると思われる。即ち、長編卷三百四十九元豊七年十月丁卯の条に

詔、支末塩鈔三十萬緡、付河東路転運司、市糧草。

とあるの「末塩鈔」の語や、同書卷三百六十四元祐元年正月癸卯の条に

戸部言、河東路転運司、支給優賞、致闕來本、詔、特支末塩鈔一十萬緡。

とあるの「末塩鈔」の語等である。後者の史料の場合には会要食貨三九元祐元年正月十四日の条に同文の記事があるからこの末塩鈔を直ちに末塩銭又は末塩鈔銭或いは末塩銭鈔の誤記であると速断し難い感が残るが、しかしこの末塩鈔を末塩鈔銭或いは末塩銭鈔の慣用省略であるとするのには、史料の數も余りに少く、且つ官売法下末塩鈔としての末塩鈔と京師權貨務現銭鈔としての末塩銭鈔との約束手形としての著しい内容差をも混同し去る省略となるので、末塩鈔は慣用省略ではなくて、末塩銭・末塩鈔銭・末塩銭鈔の誤記の感が深い。いづれにしても、陝西・河東沿辺のような遙か北方邊遠の地に於いて東南官売法下末塩鈔が發行・行使されることは、約束手形發行・行使の資料上の事実から見ても、理屈の上から見ても、全くあり得ないことである。要するに、京師及び東南地方に於いては史料上理屈上比較的簡単に識別し得た末塩鈔・末塩銭・末塩鈔銭の語に、北方沿辺地方に於ける軍糧調達の為の約束手形である末塩銭鈔の語が加わることによつて、それ等の識別が若干錯綜して來たが、末塩銭鈔とは京師權貨務封樁の末塩鈔銭の支払を約束した手形の陝西・河東地方に於ける俗称であるということである。それにしても、何故河北地方に於いては末塩銭鈔の呼称が見られないのかという疑問が生ずるが、それは末塩銭を支払手段とする約束手形行使上の伝統と慣習の相違であらうと思われる。

さて、京師權貨務に封樁される末塩鈔銭は、主として河北便糴糧草交鈔の支払に充てられていたが、熙寧・元豊新法振興期に至つて河北地方軍糧調達費が末塩鈔銭以外の支払手段をも加えて豊富になつて來ると、前述のように末塩鈔銭は陝西・河東地方の軍糧調達費にも利用されるようになると共に、更には別の多くの財政支途にも借用或いは流用されるようになった。長編卷二百七十九熙寧九年十一月癸丑の条に

詔、諸路末塩、並用見銭并塩鈔支売、三司旧欠借末塩錢一百二萬七千余貨、以雜支錢撥還。
とあるのや、同書卷四百十九元祐三年閏十二月庚戌の条に

戸部尚書韓忠彥侍郎蘇轍韓宗道言、臣等窃見本部近編元祐會計錄、大抵一歲天下所收錢穀金銀幣帛等物、未定以支一歲之出、今左藏庫見錢、費用已尽、去年借朝廷封樁末塩錢一百萬貫、以助月給、舉此一事、則其余可以類推矣。

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

北宋時代の東南官売法、末塩鈔の意義について

とあるの等は、京師中央財政を左藏庫収支によつて賄うことを職掌の一つとしていた三司が、（元豊官制改革以後は戸部）その收支償わぬ場合には、再々にわたつて百余萬緡もの現錢を權貨務封樁の末塩鈔から借用し、当面の赤字額を糊塗していたことを示すものであり、長編卷三百四十八元豊七年九月癸亥の条に

戸部言、元豊二年、三司借末塩鈔五十萬緡市糧、限四年還、今已限滿、欲望均作十年還、自今年為始、又熙寧十年、借内庫錢、尚欠四萬二千余緡、亦依此、從之。

とあるのも、同じく戸部が京師中央財政の穀物収支の償わぬ際に、五十萬緡もの權貨務封樁末塩鈔錢を借用し、穀物を買入れていることを示すものである。この様な史料から、末塩鈔錢は熙寧・元豊時代には盛んに三司に借用され、恐らく時には返済不能の流用となつたであろうことが知られる。末塩鈔錢は熙寧・元豊時代には三司のみならず多くの官司から借用或いは流用されている。長編卷二百九十五元豊元年十二月戊午の条に

三司言、準送下判都水監宋昌言等奏、乞支錢二十萬緡、分与開封府河北路諸掃、市稻草、今未有錢物可給、欲支市易務下界末塩鈔十萬緡、從三司撥付本監、依朝廷錢物例封樁。

とあるのは、当時市易務下界の名称で市易司の管掌下にあつた京師權貨務の末塩鈔錢が、黄河治水工事に用ゐられた例であり、会要食貨三九元豊二年正月二十二日の条に

詔三司、出銀紬絹及末塩鈔總二十萬緡、賜河北轉運司、以糶軍儲。

とあるのは、提舉河北糶使司による末塩鈔錢を支払手段とする便糶糧草交鈔使用の軍糧調達の外に、補足的な軍糧調達を行つていた河北轉運司が、末塩鈔錢の軍糧調達費への流用を認められた例であり、会要食貨二四元豊六年九月二十八日の条に
尚書戸部言、在京買売塩鈔場、買鈔本錢支尽、乞借末塩鈔二十萬緡、買客鈔、從之、依元豊四年三月十八日詔買、候価

平、奏取旨。

とあるのは、よく流通価格が変動して問題を起す陝西解塩鈔の暴落に対処する為の買売塩鈔場の準備資金の一部に、この末塩鈔錢が借用された例である。この様に京師權貨務の末塩鈔錢の諸官司による借用・流用は余りにも多かつたので、それ

でも河北便乗の費用に差支えのなかつた熙寧・元豊時代は良かったが、やがてその時代を過ぎた元祐年間以降になると、末塩鈔錢の余りもの借用・流用は、本来の河北便乗糧草交鈔の支払をも渋滞させることとなつたのは当然であろう。そこで、末塩鈔錢の借用・流用を厳しく制限することとなる。会要食貨二四紹聖三年十二月二十四日の条に

詔、今後必有合支末塩錢、並依元豊年条例、雖奉特旨、並許權貨務執奏。

とあるのは、末塩鈔錢の借用・流用を元豊年間の条例によつて厳しく制限し、この条例に該当せぬ項目への末塩鈔錢支出要求は、例えそれが曾て天子の特旨を得たものであつても、総べて權貨務が支出拒否の意見をつけて奏上し得るよう決めたいものと思われる。この元豊年の条例の内容はわからないが、恐らく熙寧・元豊年間の余りにも多岐な末塩鈔錢の借用・流用がやがて弊害を生じたため、元豊末年頃にこの条例によつて末塩鈔錢の支出項目を限定したもののようで、その末塩鈔錢の支出項目は熙寧年間より以前のように、河北便乗糧草交鈔の支払のみを主要項目とするものに縮小されたものと思われる。このことは、蘇黃門龍川略志卷八陝西糧草般運告竭可免内藏繼之の条に

商賈入東南末塩錢、旧法屬權貨務、以応副河北見錢鈔、熙寧以來、諸路苗役坊場寬剩錢、旧止在本路封樁、非上供數、元祐初、苗役既罷、寬剩錢所在山積、諸公擊畫、計綱般入京師、特置元豊庫收管、以応副陝西糧草、……（中略）……
……、此庫時隸尚書、予為右丞、有三老吏稍諳事、呼問之曰、末塩錢、其源無窮、然辨河北軍糧、所余無幾矣、所以応副陝西者、頼苗役封樁錢耳、此錢今雖尚多、然十年後、般運告竭、奈陝西何、三吏曰、未嘗議及此、請徐思之。

とあるの「末塩錢、其源無窮、然辨河北軍糧、所余無幾矣、所以応副陝西者、頼苗役封樁錢耳」とある記事によつて、元祐年間以降の末塩鈔錢の支出は河北便乗糧草交鈔の支払のみに手一杯で、陝西又は河東地方の軍糧調達費などにさえも到底流用し得なかつた実情から知られる所である。

以上要するに、京師權貨務発行の東南官売法下末塩鈔の代価現錢たる末塩鈔錢は、一先ず京師權貨務に於いて集貯された後、主として河北便乗糧草交鈔の支払手段に充てられていたが、新法振興期の熙寧・元豊年間に至つては、盛んに多岐財政支途に借用・流用されたことを述べた。特に河北便乗糧草交鈔の行使を介して、河北沿辺地方の巨額な毎年の軍糧調達費を

北宋時代の東南官売法下末塩鈔の意義について

全面的に賄つた財政的效果は大きい。これが末塩鈔の意義であり、延いては官売法下末塩鈔発行の財政的意義の主要な一項目となるのは全く当然であろう。

(国立北九州工業高等専門学校助教教授)

註

- (1) 拙稿「北宋時代東南塩の官売法の推移に就いて」
東方学第三十四輯。
- (2) 拙稿「北宋時代の東南官売下末塩鈔について」北九州工業高等専門学校研究報告第一号。
- (3) 戴裔焯氏「宋代鈔塩制度研究」の東南塩に関する叙述参照。
- (4) 拙稿「北宋時代東南塩の官売法の推移に就いて」の註(5)など参照。
- (5) 「北宋時代の東南官売法下末塩鈔の展開について」と題して別考の予定。
- (6) 権貨務は熙寧五年七月に市易務下界と改称され市

易司の管轄下に入った。

(7) (5)に同じ。

(8) 戴裔焯氏は官売法下末塩鈔の本質を認識し得なかつたから、勿論京師権貨務末塩鈔の存在と意義をも理解し得ず、重要なこの史料をも誤読誤用する結果となつてゐる。「宋代鈔塩制度研究」第三編第五章一鈔塩制功能転変之外観。

(9) 日野開三郎氏「宋代の便余に就いて」東洋学報二三の一、「寇域伝に見えたる鑿頭の解釈」池内博士還暦記念東洋史論叢など参照。

(10) 本考の延長となるべき「東南地方官売法下末塩鈔の京師—東南地方間約束手形としての意義」については、別稿に扱う予定である。